

2009年7月31日

I A S B 御中

「『認識の中止』の公開草案」に対する意見

流動化・証券化協議会
会計小委員会

我々、「有限責任中間法人流動化・証券化協議会（S F J）」
(<http://www.sfj.gr.jp/>) は御委員会において2009年3月31日付で公表された「『認識の中止』の公開草案」に関しまして、下記のとおり意見申し上げます。なお、本意見書は、当小委員会の責任において検討・取りまとめが行われたものですが、当委員会メンバーを含むS F J会員は、日本におけるオリジネーター、アレンジャー、信託受託者及び投資家並びに学者、弁護士、会計士及び税理士等の専門家等、多様な立場から流動化・証券化取引に関わるため、個々の意見については、それぞれの立場において本書に記載の意見とは異なる意見を有する可能性があります。この点に留意しつつも、本意見書は、流動化・証券化市場の健全な発展という観点から、意見を申し上げるものであります。

特に、日本の流動化・証券化市場においては、オリジネーターが保有する住宅ローン債権、自動車ローン債権等について、信託方式を中心に、小口多数プールかつ優先劣後方式（劣後受益権等はオリジネーターが保有）にて、多数の流動化・証券化が行われており、オリジネーターの重要な資金調達手段の一つとなっています。この際、投資家の取得する優先受益権等については、オリジネーターからの倒産隔離性を確保し、優先劣後構造等の信用補完措置等を講じることで、オリジネーターの信用格付を上回る格付（A A Aが多い）を取得しています。

公開草案においては、上記のような方式にて優先受益権等を譲渡してもオリジネーターはオフバランスすることができなくなります。譲渡資産について、法的にはオリジネーターからの倒産隔離が図られているにもかかわらず、会計上は引き続きオリジネーターの資産として計上されてしまいます。一方、優先受益権等の売却代金は、オリジネーター（及びオリジネーターの固有財産）に返済義務がないにもかかわらず、オリジネーターの負債として計上されてしまい、法的・経済的な実態に合わない財務報告となってしまうのではないのでしょうか。

かかる観点から、質問2と質問5について、以下のとおり、意見を述べさせていただきます。

「質問2—認識の中止について評価する「資産」の決定」について

認識の中止を評価すべき項目（すなわち「資産」）としての適格要件に関し、第16A項で提案されている規準に同意するか。同意しない場合、その理由は何か。代替規準とその理由も述べよ。

（注：第16A項で提案されている規準は、IAS第39号の規準と同じである。）

（回答）

下記の理由より公開草案第16A項で提案されている基準には賛成しない。

1. 認識の中止の評価対象である「資産」の決定について、公開草案では、金融資産のCFの譲渡のうち、最初の90%部分売却する契約と比例部分売却する契約との間で異なった取扱い提案している。これは、CFに対する権利への支配をもとに認識の中止を検討するという公開草案の考え方と整合的ではないと考える。
2. 提案されているアプローチの場合、譲渡人が資産全体を「資産」と判断したうえで、「継続的関与」フィルターや「譲渡する実務上の能力」テストにより、実際に金融資産のほとんどの部分を譲渡し、かつ、譲渡人は当該資産に関連するキャッシュ・フローに対する権利のほとんどすべてをもはや有していない場合であっても、その事実を反映せず、譲渡人は当該金融資産全体を引き続きそのまま認識することにつながることになり、このような会計処理が財務報告の改善にはならないと考える。
3. 公開草案第BC35項では、認識の中止について評価される「資産」を、「金融資産からのいかなるCFに対する権利」と定義してしまう場合に、
①譲渡部分に留保されるリスクと経済価値の一部が含まれているときや、
②ある部分の業績が残りの部分の業績に左右されるときにも、金融資産の当該譲渡部分の認識を中止することとなっている。このため、公開草案では、認識の中止について評価される「資産」の範囲を限定したとされている。しかし、これらは実際に行われた金融資産の一部の譲渡の認識の中止までも否定する理由として十分でないと考える。

4. 金融資産のわずかなCFに対する権利の譲渡であっても、その資産全体認識が中止され、かつ当該資産の残りのCFに対する権利の留保を新しい資産として取り扱うという代替アプローチは適当ではない。この方法によると、例えば、時価評価が適用されない金融資産を譲渡資産とした場合、そのわずかなCFに対する権利の譲渡であっても、損益については、その資産全体を時価で売却したような効果が得られる可能性があり、損益調整目的での利用を誘因することになるのではないか。
5. 一方で提案されているアプローチの下では、金融資産の一部を譲渡して、その支配を放棄する場合には、当該部分の認識のみを中止し、残りのCFに対する権利の留保は新しい資産ではなく、これまで認識していた資産の留保持分として会計処理する。この方式であれば、損益が出るとしても譲渡した部分についてのみであり、上記4記載の懸念も少なくなる。また、このように公開草案のアプローチは代替アプローチと比べて、一部の譲渡が資産全体の認識中止につながる危険性が少ないため、譲渡される「資産」の要件を厳しくする必要性はないと考える。従って、金融資産のCFの譲渡において、最初の90%部分を売却する契約であっても、金融資産の当該譲渡部分の認識を中止するのが妥当な処理であると考えている。

「質問5—自己の便益のために譲渡する実務上の能力」テスト

第17A項(c)で提案されている「譲渡する実務上の能力」に関する認識中止テストに同意しますか。同意しない場合、その理由は何ですか。代替案とその理由も述べてください。

(回答)

公開草案における考え方及びガイダンスは適切ではないため、見直すべきと考える。

1. 公開草案では、譲受人の「実務上の能力」について、譲り受けた「資産」を第三者へ譲渡 (transfer) できることに限っている。しかし、金融資産の場合、保有し続けることによって契約上のキャッシュ・フローのすべてを獲得できるように、第三者への譲渡以外の方法によって譲受人が経済的便益を享受できるため、その制限はそのような金融資産の性格を反映していない。また、もし譲受人の譲渡に関する制約が、主として譲受人の便益のためにある場合 (SFAS第140号ED第54A項) や譲受人であるSPEが発行した受益証券保有者が当該受益証券を担保提供や交換する権利

を有する場合（S F A S 第 1 6 6 号 第 9 b 項）であれば、その制約が、譲受人による経済的便益の支配を否定する要素にはならないはずである。

2. また、信託方式の流動化の場合、譲渡人は、受託者に金融資産を信託譲渡することにより反射的に取得した優先受益権と劣後受益権（この瞬間では、信託譲渡した金融資産と反射的に取得した優先受益権及び劣後受益権の経済的価値は等しい）のうち、優先受益権を投資家に譲渡している。この譲渡した優先受益権について、譲受人である投資家は、第三者に譲渡することができる。このような場合でも、公開草案においては、S P E たる受託者が譲り受けた金融資産を第三者に譲渡することに制限がある場合（もっとも、この制限は、もっぱら優先受益権の償還のためにあるものである。）は、認識の中止が行えないことになり、優先受益権の譲渡という経済行為の事実が財務報告に反映されないことになる。

以上